資料１

第１６９回愛知県市長会議

提出議案

（未定稿）

第１６９回　愛知県市長会議提出議案一覧表（未定稿）

		ページ
第１号議案	地方消費者行政推進交付金の要望額の確保について 西尾張ブロック　提出	4
第２号議案	社会保障・税番号制度システム整備に係る財政措置について 東三河ブロック　提出	5
第３号議案	コンビニ交付サービスの導入・運用に係る財政措置について 東三河ブロック　提出	6
第４号議案	災害における被災者生活再建支援制度の充実について 東三河ブロック　提出	7
第５号議案	特別児童扶養手当等の所得状況届出期間の統一について 西尾張ブロック　提出	8

第６号議案　介護保険適用除外施設の入（退）所者に対する市町村への届書提出の周知又は制度の改善について　9
西尾張ブロック　提出

第７号議案　困難を抱える若者支援に対する財政支援について　10
西三河ブロック　提出

第８号議案　亜炭鉱廃坑対策に係る支援制度について　11
名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

第９号議案　道路整備や道路及び下水道施設の老朽化対策等に係る社会資本整備総合交付金の充実について　12
西尾張ブロック　提出
知多ブロック　提出

第 10 号議案　無電柱化に向けた取り組みの推進について　13
知多ブロック　提出

第 11 号議案　災害廃棄物処理計画の策定等に係る財政的支援及び災害廃棄物仮置場確保の支援について　14
東三河ブロック　提出

第12号議案　水産業における新規就業者の育成支援について　15
東三河ブロック　提出

第13号議案　学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について　16
西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出
東三河ブロック　提出

第14号議案　小学校における外国語教育全面実施に向けた人的及び財政的支援について　17
東尾張ブロック　提出

第１号議案

地方消費者行政推進交付金の要望額の確保について

西尾張ブロック　提出

国では、消費者基本計画を踏まえ、「地方消費者行政強化作戦」として、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備することを目指し、人口５万人以上の全市町に消費生活センター設置を進めています。

そうした中、消費者庁の地方消費者行政推進交付金では、地域の実情に応じた取り組みが可能になるよう、消費生活相談機能整備・強化事業などのメニュー方式による支援がなされています。

江南市においても、今年度４月に消費生活センターを開設し、相談員のレベルアップや消費者教育・啓発の推進を図っているところであります。

しかしながら、平成３０年度は相談窓口維持に必要な経費は優先して確保されるものの、その他啓発事業等に関する経費は８割削減される旨の通知があり、啓発事業等には推進交付金を充当できない可能性があります。

こうした状況では、これまで充実・強化してきた消費者行政に関する事業の継続実施について、検討を余儀なくされることになりかねません。

よって、国におかれては、**業務の増加が見込まれる消費者行政に適確に対応するため、地方消費者行政推進交付金の確実な財源を確保するよう要望します。**

第２号議案

社会保障・税番号制度システム整備に係る財政措置について

東三河ブロック　提出

社会保障・税番号制度においては、マイナンバーカードの普及促進・利活用に向けた取り組みが進められています。現在、女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実（旧氏の併記）を図るため、各自治体において既存住基システム等の改修が必要となっています。

改修は、国から示された既存住基システム改造仕様書等に基づき行われ、自治体に機能の取捨選択をする余地はなく、また、対象となる範囲が広いため、改修にかかる経費が高額となっています。

改修は２か年にわたり、その経費については、財政支援措置（国庫補助１０分の１０）がとられますが、国の算定基準に基づく上限額が設定されるため、上限額を超える部分については補助対象外となります。また、印鑑登録証明事務についても改修を余儀なくされていますが、条例による自治事務であることから補助対象外とされており、自治体は大きな負担を強いられることになります。

よって国におかれては、**社会保障・税番号制度は、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤であることから、現在自治体に対応が求められている「女性活躍推進等に対応したマイナンバーカード等の記載事項の充実」をはじめ、今後、国が対応を求めるシステム改修に係る経費については、全額国庫負担とするよう要望します。**

第３号議案

コンビニ交付サービスの導入・運用に係る財政措置について

東三河ブロック　提出

国は、マイナンバー制度の運用にあたり、コンビニ交付サービスの全国展開を推進し、最終的には全市町村がコンビニ交付サービスに参加するよう導入を促進しています。

コンビニ交付サービスの導入に伴う経費及びランニングコストについては、導入後、特別交付税措置するとされていますが、上限額及び措置期限が設定されており、これらを超える部分は、地方負担となっています。

また、コンビニ交付サービス導入の費用対効果を高めるためには、利用率の促進が必要となるが、その一方で、コンビニ交付サービスは、住民票等の証明書を交付するたびに、コンビニ事業者へ支払うコンビニ委託手数料がかかり、窓口交付と比べて収入が減ることになります。地方公共団体情報システム機構に支払う運営負担金も、全国の市町村におけるコンビニ交付サービスの急拡大を踏まえれば、未だ高額となっており、自治体にとっては、ランニングコスト及び収入減の両面から財政負担が強いられることになります。

よって、国におかれては、**コンビニ交付サービス導入に伴う経費及びランニングコストに対する財政措置について、金額の上限及び導入後３年間としている措置期限を見直し、財政措置を拡充するとともに、参加団体数の更なる増加を踏まえ、コンビニ事業者へ支払うコンビニ委託手数料及び地方公共団体情報システム機構へ支払う運営負担金の減額を図るよう要望します。**

第４号議案

災害における被災者生活再建支援制度の充実について

東三河ブロック　提出

平成２９年８月７日に発生した台風５号の竜巻による豊橋市の住宅被害の状況は、全壊３棟、半壊６棟、一部破損が５２棟と深刻なものでありました。

自然災害により、住宅全壊被害が１０世帯以上など著しい被害を受けた場合、被災者生活再建支援法により被災者生活再建支援金が支給されますが、同一災害による被害でも市町村間の被害の程度により、支給されない不均衡が生じています。

また、同年１１月には、愛知県から、被災者生活再建支援法が適用とならない場合、県・市町村で負担し合い、支援法と同等の内容を支援する独自制度の案が示されましたが、独自制度により被災者支援の充実が図られたとしても、被害の規模で支援法が適用される市町村とされない市町村ができ、市町村の負担に不均衡が生じることとなります。

よって、国におかれては、**被災者生活再建支援法の適用範囲について、一部地域が同法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、市町村で区切ることなく、全ての被災区域が支援の対象となるよう制度の見直しを要望します。**

第５号議案

特別児童扶養手当等の所得状況届出期間の統一について

西尾張ブロック　提出

特別児童扶養手当や障害児福祉手当、特別障害者手当などの国から障害者等に支給される手当については、受給権確認のため毎年所得状況の届出が必要とされています。

この届出期間の規定において、休日に当たる場合の取扱いが手当によって異なっているため、複数の手当の受給資格者が届出期間を誤らず手続きするのに苦慮しており、届出期間を誤って来庁された場合、受付ができず何度も市町村窓口に足を運ぶような不便をかけている状況があります。また、届出期間が複数あることから、市町村の事務処理も煩雑となっています。

よって、国におかれては、**受給者側の届出誤りの防止と市町村側の事務処理の軽減を図るため、障害者等に支給される特別児童扶養手当をはじめとする各種手当の所得状況届出期間を統一するよう要望します。**

また、併せて、都道府県での同種の手当について、届出期間の統一に準拠するよう、県への働きかけを要望します。

第６号議案

介護保険適用除外施設の入（退）所者に対する市町村への届書提出の周知又は制度の改善について

西尾張ブロック　提出

市町村に住所がある６５歳以上の人や４０歳以上６５歳未満の医療保険加入者は、介護保険の被保険者となります。ただし、介護保険法施行法第１１条第１項及び介護保険法施行規則第１７０条に規定される介護保険適用除外施設に入所している場合は、当分の間、介護保険の被保険者とならないこととされています。

介護保険の適用除外施設へ入（退）所する場合、介護保険被保険者の資格の取得・喪失を伴うため、１４日以内に市町村へ届書の提出が必要となります。

稲沢市では、市外の介護保険適用除外施設に入所している人が、稲沢市への届書が未提出であったため、１０年以上介護保険料を徴収していた事例が３件ありました。この３件については、市内の自宅に住所を置いたまま市外の介護保険適用除外施設に入所されたことが、判明が遅れた主な原因です。

市では、障害福祉部門の情報を基に、届出が必要な方には届出勧奨を行っていますが、全ての対象者を把握することはできません。介護保険制度が始まって２０年近くが経過し、入所施設側も認識が低下しています。

法律では、届出主義が規定されていますが、制度が複雑で分かりにくいため、広域的な制度の周知が必要と考えます。

よって、国におかれては、**介護保険適用除外施設の入（退）所者に対する市町村への届書提出の周知徹底を図るため、各自治体及び介護保険適用除外施設への制度の周知に取り組むこと、もしくは届書の提出がなくても介護保険法の適用除外になるよう制度の改善を要望します。**

第７号議案

困難を抱える若者支援に対する財政支援について

西三河ブロック　提出

近年、若者をとりまく環境が大きく変化し、不登校・引きこもりといった困難を抱える若者の増加が大きな問題として取り上げられるようになってきています。国においても、平成２２年４月１日に施行された「子ども・若者育成支援推進法」において、各自治体が、子ども・若者相談センター等の設置をするよう促しています。

また、愛知県では、「あいち子ども・若者育成計画２０１０」において、子ども・若者総合相談センターを利用できる県内の子ども・若者の割合を、平成３１年度までに７０％にするという目標を掲げています。

しかしながら、特に義務教育を終了した若者への支援は官民ともに十分でなく、効果的な支援が受けられていない状況であります。また、子ども・若者育成支援推進法により、自治体に子ども・若者相談センターの設置が求められていますが、財政難などにより設置が進んでいないのが現状であります。

よって、国におかれては、**若者支援を各地域で進めるために、国による財政支援や相談を受ける専門職の育成及び研修制度の充実を図るため、必要な財源を確保するよう要望します。**

第８号議案

亜炭鉱廃坑対策に係る支援制度について

名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

我が国では、戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも東海地方は最大の亜炭の産地でありました。愛知県内においても名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市、犬山市、小牧市、尾張旭市、日進市及び長久手市で採掘跡（亜炭廃坑）が広範囲に残されています。

これらの地域は採掘当時と比べて市街化が進み人口密集地域になっているところも多くあることから、事前対策を行わずに放置しておけば、岐阜県御嵩町のような大規模な陥没事故が発生するおそれが大きくなります。現実に家屋の庭先など人的被害に繋がりかねない場所で陥没が度々発生しています。陥没が発生するたびに事後の復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があってからの対応では手遅れであり、陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らせません。

また、南海トラフ巨大地震を想定した対策、さらには、将来、リニア中央新幹線の整備において、ルート上に亜炭廃坑が存在する可能性が大きいため、安全な開発・まちづくりを進める観点からも亜炭廃坑処理を迅速に行うことが必要です。

よって、国におかれては、**亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進にあたっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて要望します。

第９号議案

道路整備や道路及び下水道施設の老朽化対策等に係る社会資本整備総合交付金の充実について

西尾張ブロック　提出
知多ブロック　提出

道路は、地域の経済と社会活動を支え、住民生活の利便性・安全性の向上に大きく寄与する重要な施設でありますが、未整備な道路も多く存在し、そのネットワーク機能が十分発揮されるには至っておりません。

一方、橋梁や道路舗装などの道路施設は老朽化が進んでおり、修繕計画を策定し、計画的な修繕へ取り組んでいるところでありますが、道路施設の点検が法令上義務化されたことなどをはじめ、今後は、計画の実現に向けて老朽化対策に要する費用や維持管理費が大きく増加していくことが懸念されています。

また、今後、下水道施設では、供用開始から５０年を経過し、耐用年数を迎えたものや、２０年など一定年数を経過した施設がさらに増加するため、下水道施設の老朽化対策や維持管理費も増大していくことが懸念されます。

道路整備及び老朽化対策等については、社会資本整備総合交付金などの国の支援制度がありますが、交付金の内示額は年々低下し、犬山市が平成２９年度に要望した長寿命化計画に基づく人孔蓋の取替工事の防災・安全社会資本整備交付金の内示率は５５．６％と、満額交付されていない状況となっており、事業の先送り、若しくは、減額分を一般財源で負担せざるを得ないのが現状となっています。

よって、国におかれては、**必要な道路整備並びに橋梁や道路舗装及び下水道施設の老朽化対策を図るため、社会資本整備総合交付金総額の増額などにより申請額どおり交付されるよう万全の財源措置を講じることを要望します。**

第１０号議案

無電柱化に向けた取り組みの推進について

知多ブロック　提出

電線類地中化をはじめとする無電柱化は、災害の防止、安全・円滑な交通の確保、良好な景観の形成等に資するものであり、国では、「無電柱化の推進に関する法律」（平成２８年１２月１６日施行）を制定し、一層の推進を図ることとしております。

しかしながら、自治体が無電柱化を進めるにあたっては、事業にかかる費用が高額となることが大きな課題となっています。

そうした中、低コスト手法として期待されています小型ボックス方式については、使用する資材が特注品となることから、従来の工法と比べてコスト縮減に繋がっていない実情があります。また、直接埋設方式については、実用化に至っていない状況であります。

よって、国におかれては、**小型ボックス方式に使用する資材が低コストとなるよう、小型ボックス等製品の標準化を進めるとともに、直接埋設方式の早期実用化を要望します。**

第１１号議案

災害廃棄物処理計画の策定等に係る財政的支援及び災害廃棄物仮置場確保の支援について

東三河ブロック　提出

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第６条の２第１項の規定により災害廃棄物の処理主体は市町村が行うこととされており、平成２６年３月に環境省が策定した「災害廃棄物対策指針」に基づき、各県市町村は具体的かつ実効性の高い災害廃棄物処理計画の策定を進めているところであります。

豊橋市では、平成２８年２月に「豊橋市災害廃棄物処理計画」を策定したところであり、より実効性を高めるため、継続して災害廃棄物処理に係る調査検討を進めていますが、人員・予算がともに不足しており、十分な作業を行うことができていない状況であります。具体的かつ実効性の高い計画を策定するためには、様々な調査検討、設備投資及び環境整備と多大な経費負担が必要となります。

また、同計画では、本市で発生すると見込まれる災害廃棄物量約２２２万３千トンを処理するためには、約６６万７千平方メートルの災害廃棄物仮置場の確保が必要とされているところ、現時点で確保できている災害廃棄物仮置場は約３１万１千平方メートルであります。

しかしながら、公園や広場等の市有地のオープンスペースのこれ以上の確保は困難であることから、国有地や県有地、民有地のオープンスペースを確保すべく、関係者との協議を進めていますが、非常に難航している状況であります。

よって、国におかれては、**具体的かつ実効性の高い計画となるよう、災害廃棄物処理計画の策定及び同計画に基づく検討等業務に要する費用について財政的支援を行うよう要望します。**

また、事前の災害廃棄物対策の重要性を踏まえ、市町村が災害廃棄物仮置場として利用を希望する国有地に対して、協議を行うための体制整備など、災害廃棄物仮置場として利用が可能となるよう要望します。

第１２号議案

水産業における新規就業者の育成支援について

東三河ブロック　提出

漁業就業者の高齢化と後継者不足は深刻であり、将来にわたって漁業が持続的に発展していくためには、意欲のある新規漁業就業者の確保が重要であります。

そうした中、新規漁業就業者総合支援事業では、新規就業前の技術向上等への支援が行われており、特に独立型の長期研修支援は将来の中心的な担い手の確保に繋がるとして期待が高まっています。

しかしながら、最長３年の研修後に独立自営するためには巨額の初期投資が必要であることや、独立後の経営が安定するまでに少なくとも数年は必要とされるなか、新規就業者の安定した定着に効果的な支援制度がありません。

よって、国におかれては、**独立自営を開始した新規漁業就業者の定着を図るため、総合的に支援するための対策を講じるよう要望します。**

第１３号議案

学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

西尾張ブロック　提出
東尾張ブロック　提出
東三河ブロック　提出

小中学校普通教室等への空調設備は、昨今の地球温暖化に伴う猛暑により、早急な整備が必要です。また、児童生徒の生活習慣の変化に応じて、トイレの洋式化への転換も急務になっています。それに加え、学校施設の老朽化に伴う大規模改造工事や危険建物の改築、長寿命化改良工事などによる学習環境の改善が求められています。しかし、これらの工事を実施するには、莫大な費用が必要となり、国の「学校施設環境改善交付金」の補助率３分の１、そして現在の補助単価では、早期かつ一律的に実施していくことが困難な状況です。

また、学校施設を改修する場合、夏季休暇等の長期休暇を重要な工期とするなど学校運営を続けながら施工を進める必要があるにも関わらず、学校施設環境改善交付金を始めとした文部科学省の各年度予算は、一般会計における当初予算額の規模が抑えられ、特別会計や補正予算を中心に事業採択がされる傾向が続いています。一般会計当初予算で事業採択がされなかった場合、市においては、計画的に必要な事業を進めていくため、やむを得ず一般財源等で財源確保し、事業に着手せざるを得ない状況も生じておりますが、短期間に非常に多くの事業費を要する事業であり、国庫交付金による財政支援は欠かせません。

よって、国におかれては、**小中学校の空調設備設置やトイレ改修、老朽化対策等に伴う大規模改造事業や危険改築事業、長寿命化改良事業について、補助率の引上げ及び実情に即した補助単価の引上げなど国庫支援制度を拡充するとともに、継続的かつ確実な財源を確保するよう要望します。**

また、地方財政の健全化のためにも、各年度の一般会計当初予算額の規模を十分に引き上げた上、当初予算中心の交付金採択を進めるよう要望します。併せて、交付金の内定時期について、事務に支障が生じないよう配慮を要望します。

第１４号議案

小学校における外国語教育全面実施に向けた人的及び財政的支援について

東尾張ブロック　提出

平成３０年度から小学校での外国語教育が先行実施され、平成３２年度には全面実施されます。現在、小学校における外国語授業は教科として実施されておらず、大半の教員にあっては、外国語授業の指導経験はなく、また、外国語を専科とする教員は、小学校に配置されていない、もしくは、絶対数が不足しているのが現状です。さらに、専科指導を行う教員の絶対数が、学校単位だけでなく、県内全域においても不足している現状であり、ＡＬＴ（外国語指導助手）等外部人材を活用することで補おうとしても、市費だけでは十分な予算措置ができない現状となっています。

よって、国におかれては、**小学校における外国語の教科化等に向けた教員を多数採用し、各小学校に加配するとともに、ＡＬＴ（外国人指導助手）等を活用するための国の補助制度を創設するよう要望します。**

資料１－２

第　　号議案

地方税財政の充実強化について

役員会　提出

各市は、喫緊の課題である少子高齢化対策を始め、南海トラフ地震等に備えた防災・減災対策、教育・子育てなど地域を支える人材の育成、中小企業や商店街の振興など、市民の福祉向上と地域の活性化を図るための様々な施策・事業を推進しています。昨今の厳しい財政状況のもと、今後も、市民のニーズと地域の実情を踏まえた取組を着実に実施していくためには、税財政基盤の充実が不可欠であります。

そうした中、平成３０年度の政府予算及び地方財政対策において、地方の一般財源総額について、前年度を上回る６２.１兆円が確保されたことなどは評価できるところでありますが、一方で、議論の過程で、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるかのような主張がなされたことは、容認できないところであります。

さらに、平成３０年度与党税制改正大綱において、地方法人課税における税源の偏在を是正する措置の検討が記載されたほか、今後、幼児教育の無償化など「人づくり革命」に関する施策における国・地方の負担のあり方など、地方財政に影響が大きい様々な制度の議論が進められることとなっています。

よって、国におかれては、**今後とも各市が増大する行政需要に的確に対応できるよう、引き続き地方の一般財源の総額を確保するとともに、地方交付税については、法定率の引き上げを含めた抜本的な改革により、総額を確保するよう要望します。**

また、地方法人課税の見直しの議論にあたっては、見直しにより大きな影響を受ける可能性がある自治体を始め、地方の意見をよく聴き、各市の財政運営に支障を来たすことがないよう要望します。

併せて、人づくり革命に関する各種施策やその負担のあり方についても、地域の第一線で実務に当たる地方の意見を十分反映するよう要望します。